

中小企業倒産防止共済制度におけるこれまでの震災対策

中小企業倒産防止共済制度においては、災害によって被害を受けた場合又は被災企業と取引関係にある場合に中小企業者の資金繰りを支援するため、これまでに以下のような対策を実施。

【第1弾】 平成23年 3月11日

- ・共済掛金の納付期限を猶予
- ・貸付金の返済支払いを猶予
- ・共済金の貸付実行を迅速化
- ・手続に必要な書類を喪失した場合への便宜

【第2弾】 平成23年 4月8日

「災害による不渡り」となった手形・小切手等を所持する共済契約者が共済金を貸付請求できるよう共済事由を追加し、被災企業と取引関係にある共済契約者の資金繰りを支援

【第3弾】 平成23年 4月28日 (今般講じた対策)

震災により死亡・行方不明等となった事業者に対して売掛金債権を有する共済契約者が貸付請求できるよう共済事由を追加し、被災企業と取引関係にある共済契約者の資金繰りを支援

(その他の対策)

- ・中小企業基盤整備機構の現地支援拠点「中小企業復興支援センター」(盛岡市・仙台市・福島市)に、共済制度に関する各種相談に対応する専用窓口を設置(盛岡市・仙台市(3月31日)、福島市(4月1日))
- ・被災地の共済契約者からの相談に対して、被災地域専用フリーダイヤル「0120-577-266」を開設(4月4日)